

○大野市男女共同参画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市男女共同参画推進条例（平成18年条例第5号）第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を策定及び実施するため、大野市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次の事項について協議し、市長に提言する。

- (1) 基本計画の策定に関すること。
- (2) 基本計画の推進に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員14人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、市長が招集し、委員長が議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、行政経営部総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成14年告示第76号）

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則（平成15年告示第36号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年告示第53号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年告示第70号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年告示第50号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年告示第74号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第45号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年告示第45号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和元年告示第191号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年告示第197号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。